3　第一項の場合において、同項の証明書が電磁的記録であるときは、その電磁的記録を一の嘱託について提供した旨を他の嘱託について提供すべき内容としなければならない。

第五十四条　附属書類（書面をもつて作成されたものに限る。以下この条において同じ。）の原本の還付を請求する場合には、嘱託人は、その原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

2　公証人が附属書類の原本を還付するときは、その謄本に原本還付の旨を記載して印を押さなければならない。

3　指定公証人は、附属書類の原本が提出された場合には、その原本と同一の内容の電磁的記録を作成して、その原本を還付することができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「その謄本に原本還付の旨を記載して印を押さなければ」とあるのは、「その原本と同一の内容の電磁的記録を附属書類として保存しなければ」とし、第一項の規定は、適用しない。

第五十五条　法律行為についての公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。）の再度の正本の交付を請求する者がある場合において、その正本を要する事由について疑いがあるときは、公証人は、その者にその事由を説明させなければならない。

2　前項の規定は、法律行為についての公正証書（電磁的記録をもつて作成されたものに限る。）につき再度の法第四十四条第一項第二号の書面の交付又は同項第三号の電磁的記録の提供を請求する者がある場合について準用する。

第五十六条　［略］

2　指定公証人は、電磁的記録に関する事務について、前項の領収証に代えて、嘱託人に対し、その情報を、電気通信回線により送信することができる。

［項を加える。］

第十五条　公証人法第四十一条第一項に掲げる附属書類の原本の還付を請求する場合には、嘱託人は、その原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

2　公証人が附属書類の原本を還付するときは、その謄本に原本還付の旨を記載して印をおさなければならない。

［項を加える。］

第十六条　法律行為についての証書の再度の正本の交付を請求する者がある場合に、その正本を要する事由について疑があるときは、公証人は、その者にその事由を証明させなければならない。

［項を加える。］

第十七条　［同上］

［項を加える。］

第五十七条　法第二十五条の法務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又は電磁的記録とする。

一　嘱託人が本人であることを証する書面又は電磁的記録

二　公証事務が適正に行われたことを証する書面又は電磁的記録

第五十八条　公証人役場には、公正証書原簿、認証簿及び確定日付簿のほか、次の帳簿を備えて置かなければならない。

［一～四　略］

2　指定公証人は、電磁的記録をもつて前項の帳簿（同項第一号及び第二号に掲げる帳簿を除く。）を調製することができる。

第五十九条　公正証書原簿、認証簿及び計算簿は、付録第二号から第四号までの様式に準じて調製しなければならない。

2　書面をもつて調製する公正証書原簿及び認証簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を署し、職印を押し、かつ、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

第六十条　指定公証人は、電磁的記録の認証等に関する事務について、次に掲げる情報を電磁的記録媒体に記録し、保存しなければならない。

一　嘱託又は請求の種別

二　嘱託人等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称又は商号）（日付情報の付与については、請求をした者の氏名（法人にあつては、名称又は商号）に限る。）

三　登簿管理番号

四　認証、日付情報の付与、同一性に関する証明又は同一の情報の提供をした年月日時

五　手数料の額

第六十一条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号。以下「政令」という。）第四条第二項（政令第六条第一項後段において準用する場合を含む。）の規定により交付し、又は提供すべき計算書は、付録第四号の様式に準じて作成しなければならない。

［条を加える。］

第十八条　公証人役場には、証書原簿、認証簿、確定日附簿及び信託表示簿のほか、次の帳簿を備えて置かなければならない。

［一～四　同上］

［項を加える。］

第十九条　証書原簿、認証簿及び計算簿は、附録第二号から第四号までの様式により調製しなければならない。

2　証書原簿及び認証簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を署し、職印を押し、且つ、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

［条を加える。］

第二十条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第四条第二項（同令第六条第一項後段において準用する場合を含む。）の規定により交付すべき計算書は、附録第四号の様式に準じて作らなければならない。